

生活保護費引き下げは違憲だとして受給者が国などに取り消しを求めた訴訟で、大阪地裁は取り消しを認めた。原告敗訴の名古屋地裁判決とは逆に「削減額の判断に強りがあつた」と国を批判した。

2021-2-25

# 論説

## 生活保護判決

# 削減のための削減か

厚生労働省は二〇二三年から三  
年間で、生活保護費のうち食費や  
光熱費などに充てる「生活扶助」  
の基準額を最大10%下げた。同省  
独自の物価指数「生活扶助相当  
PI」で算定した削減だつた。

判決が呈した疑問は大きく二  
点。一つ目は、十一年ぶりに消費  
者物価指数の上昇率が1%を超え  
た〇八年に減額算出の起点を置い  
た点。判決は「特異な物価上昇が  
織り込まれ、翌年からの下落率が  
大きくなった」と指摘した。

もう一つは、テレビやパソコン  
など、「教養娯楽用品」の大幅な  
落幅が同指数の大幅ダウンにな  
がった点。判決は「国の調査で  
は、被保護世帯の教養娯楽用品へ  
の支出は一般世帯よりも相当低  
い」と述べた。

これらの観点から判決は、受給  
者は減額後も健康で文化的な生活  
水準を維持できる、とした厚労相  
の判断は「統計数値との合理的な  
関連性や専門的知見との整合性を  
欠く」と述べた。そして「この  
判断には、過剰な欠落があり、裁  
量権の逸脱が濫用があつて違法  
だ」と結論つけた。

「10%削減」は、二年の衆院  
選で勝ち、政権復帰した自民党の  
選挙公約。同党への対抗をいかに  
する声もあつた大幅な減額の不合理  
さが改めて指摘された形だ。

厚労省によると、月あたりの生  
活保護の申請件数は昨年十一月で  
一万九千件余り。コロナ禍による  
雇用情勢の悪化が影響してか、微  
増傾向にある。年明けから東京都  
や愛知、岐阜県などで緊急事態宣  
言が出され、申請はさらに増える  
可能性がある。

生活保護を巡っては、行政が申  
請者の親族に援助の可否を尋ねる  
扶養照会など、申請をためらわせ  
る「壁」の存在も、しばしば指摘  
される。生活保護を受けるとは憲  
法が保障する「権利」なのに「施し」  
と見られかねない社会的偏見をな  
くしていく必要もある。

同様の訴訟は東京、静岡、津、  
富山など全国二十九地裁で始まっ  
た。判決は昨年六月の名古屋が最  
初で「厚労相は国民感情や国の財  
政事情を踏まえて基準額を改定し  
た。判断が違法とはいえない」と  
受給者側敗訴だつた。二件目の大  
阪では正反対の判断。今後も各地  
で審理が進むが、冷静な事実認定  
に基づいた判決を望みたい。